

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを「株主・取引先・従業員・社会に対する継続的な企業価値の増大」を図るための経営統治機能と位置づけております。

従って、ステークホルダーのための利益を追求すると同時に、社会の構成員として法令・社会規範を遵守しつつ、適切な経営活動を推進する統治体制の確立に取り組んでおり、そのため取締役の任期を1年とするとともに、社外取締役を設置しております。

また、取締役の業務執行を厳正に監視するため、監査役についても、その半数以上を社外監査役としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】

当社は、議決権のインターネット行使については既に導入しておりますが、議決権電子行使プラットフォームの利用については、機関投資家や海外投資家の比率等を勘案しながら検討いたします。

招集通知の英訳については、外国人株主比率等を勘案しながら検討いたします。

【原則1-3 資本政策の基本的な方針】

当社は、充実した自己資本を確保し、健全な財務基盤を確立するとともに収益を拡大することで、株主利益の向上を図ることを目指しております。今後の当社の資本政策の基本的な方針については、取締役会等で現在検討中であり、その開示内容及び方法についても検討いたします。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

当社は、取締役会で決議・検討すべき事項として各取締役からの提案を受け付け、議案については事前に検討資料を送付し、また必要に応じて事前説明を行うことで、十分な検討を行う環境を整備しております。さらに、取締役会にて決定した内容の実行は担当取締役等が中心となり、その実行責任を担っております。

また、取締役の報酬については、当社の経営理念やミッションの浸透を通して、短期的な業績結果によらず、長期的な視点による経営に専念することを最優先としているため、インセンティブを付与しなくとも取締役としての責務を十分に果たしております。

【補充原則4-2-1 取締役会の役割・責務(2)】

当社の取締役の報酬については、当社の経営理念やミッションの浸透を通して、短期的な業績結果によらず、長期的な視点による経営に専念することを最優先としているため、インセンティブを付与しなくとも取締役としての責務を十分に果たしております。

【補充原則4-3-1 取締役会の役割・責務(3)】

当社は、社外役員の選任及び解任については、代表取締役及び取締役との直接的な利害関係がなく、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立性を有することを基本方針と定めております。その他経営陣幹部の評価については定めた基準はありませんが、今後は、公正かつ透明性の高い手続に従い、会社の業績等に対する貢献度などが適切に人事に反映される体制を構築してまいります。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

当社の取締役の選任・報酬などの特に重要な事項に関する検討への独立社外取締役の関与・助言については、今後検討いたします。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社では、取締役会の運営及び取締役会にて検討すべき議題内容等については、独立社外取締役からの意見や助言を得て適宜見直しを行っておりますが、取締役会全体の実効性の分析・評価の仕組み、その結果の概要開示については、今後検討いたします。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、平成17年度に長期ビジョンを策定し、創立70周年である平成29年度に、独立した全国卸売業としての存在感を維持、アピールするための企業規模と収益を確立するとともに、次代の成長を見据え、一層の機能強化を図る投資を継続する原資確保を目的として「グループ売上高1兆円・経常利益130億円」の達成を目指しております。

現在は、当社グループが次のステージを目指すために、グループミッション及びグループ長期ビジョンを新たに策定し、経営戦略・経営計画を検討しており、今後その開示内容及び方法についても検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、互いに成長が見込まれる取引先との良好な取引関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため、取引先の株式を取得し、保有することがあります。取引先の株式は、取引関係の強化、ひいては当社事業の発展に資すると判断する限り、保有し続けますが、毎年、取締役会にて保有株式の状況について、当該企業との取引状況などからその保有意義を確認・検証いたします。

また、保有株式に係る議決権の行使にあたっては、株主価値が大きく毀損される事態やコーポレートガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合などを除き、当該企業及び当社の企業価値向上につながるかどうかを検討したうえで議決権を行使いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社が当社取締役と取引を行う場合には、「取締役会規程」に基づき、当該取引につき取締役会の承認を受け、その結果について重要な事実を取締役に報告いたします。また、当社が主要株主と取引を行う場合には、「取締役会規程」に基づき、取引の重要性の高いものについて、取締役会に上程し、決議いたします。なお、取引条件等については、第三者の取引と同様に決定しています。

【原則3-1(1) 情報開示の充実】

経営理念や経営戦略は、当社ホームページ及び決算短信にて開示しております。

【原則3-1(2) 情報開示の充実】

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書にて開示しております。

【原則3-1(3) 情報開示の充実】

取締役の報酬については、基本報酬と賞与から成り立っており、昭和63年12月16日開催の定時株主総会において決議された報酬限度額(年額350万円)の範囲内において、具体的金額は社長に一任する旨の取締役会決議を経て社長が決定しております。

なお、社外取締役の報酬については、業務執行から独立した立場であり、一定の金額の基本報酬を設定することとしております。

【原則3-1(4) 情報開示の充実】

経営陣幹部・取締役候補については、経営陣・取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、的確かつ迅速な意思決定が実施出来ること、ならびに各個人として人望があり、法令および企業倫理の順守に徹する見識を有することを基準として、総合的に選任・指名しております。監査役候補については財務・会計に関する知見、当社事業に関する知識、企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に指名しております。

上記方針に基づき、社長が提案し、取締役会で決議しております。

【原則3-1(5) 情報開示の充実】

取締役会は、上記(4)を踏まえて、経営陣幹部及び取締役・監査役候補者の個々の内容を検討した上で、選任・指名を決議しており、取締役候補・監査役候補個々の経歴については、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(1)】

当社は、定款及び法令に定めるもののほか、取締役会において決議すべき事項を「取締役会規程」において定めております。また、それに基づき「稟議取扱規程」「職務権限規程」を定め、経営陣が迅速に意思決定し、執行できる範囲を明確にしております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、幅広い見地と専門知識を有している独立社外取締役を2名選任しており、経営全般に関する客観的、中立的かつ専門的な立場でコーポレートガバナンスの強化に寄与していただいております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役の独立性については、東京証券取引所が示す独立性判断基準等を考慮して判断しています。また、社外取締役の選任にあたっては、取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献ができる人物を候補者として選定しています。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役の構成人員は、現在11名(内、女性1名)であります。取締役の選任に関しては、取締役会による的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視および会社の各機能と各部門をカバーできるバランスの確保のため、適材適所の観点より、総合的に検討を実施しています。また、社外取締役の選任に関しては、当社及び当社の属する業界にとらわれない幅広い見地と専門知識を有しており、経営全般に関する客観的、中立的かつ専門的な立場で貢献ができる人物を選任しております。

【補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役・監査役には、他の上場会社の役員を兼任しているものがありますが、当社の役員としての職務の遂行に支障を及ぼしているものではありません。他の上場会社の役員との兼任状況については、株主総会招集通知及び有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

当社では、取締役・監査役による経営管理・監査機能が十分に発揮されるよう、コンプライアンスなどをテーマとした研修を実施するほか、取締役・監査役に対し、第三者機関による研修の機会を提供し、その費用は会社負担としています。

社外役員に対しては、取締役会での審議の充実を図るため、取締役会資料の事前配布、関連情報の提供などを行うほか、当社グループの事業内容を理解する機会を継続的に提供しています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社の株主・投資家との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は以下の通りです。

- (1) 当社のIR活動の窓口は社長室とし、対話の申込みに対しては積極的な対応を心掛けております。
- (2) IR活動に必要な情報は、社内の関連部署及び当社グループ各社から情報収集し、社長及び担当取締役と連携を取りながら、建設的な対話の実現に向けて取り組んでおります。
- (3) 定期的な対話としては、社長によるアナリスト・機関投資家向け決算説明会を年2回開催しております。また、担当取締役及びIR担当は、申込みのあったアナリスト・機関投資家との個別面談等に積極的に対応しております。
- (4) 対話から得た意見などは、社長及び担当取締役へフィードバックを行うとともに、定期的にと取締役会へも報告しております。
- (5) 株主・投資家との対話に当たっては、「内部者取引管理規程」において、会社情報の適切な取扱いについて定め、インサイダー情報の管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三井物産株式会社(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	3,153,000	8.26

住友商事株式会社	1,931,042	5.06
三菱商事株式会社	1,787,363	4.68
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,110,280	2.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	960,200	2.51
加藤和弥	945,388	2.47
株式会社加藤興産	850,000	2.22
キュービー株式会社	841,300	2.20
ハウス食品グループ本社株式会社	838,530	2.19
カゴメ株式会社	731,900	1.91

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	25名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
宮井真千子	他の会社の出身者													
八十川祐輔	他の会社の出身者								△					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮井真千子	○	森永製菓株式会社 社外取締役 株式会社吉野家ホールディングス 社外取締役	電機業界にてマーケティング等の重要な業務執行経験を有しており、当社の属する業界にとらわれない幅広い見地から経営全般に関する客観的・中立的な立場でコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただけるものと判断しております。なお、同氏は当社との取引関係がある森永製菓株式会社の社外取締役も務めておりますが、直近の取引実績より主要な取引先には該当せず、また同氏は一般株主とは利益相反が生じる恐れがない社外取締役であることから、独立役員に指定しております。
八十川祐輔	○	株式会社ワイノット 代表取締役	コンサルティング会社をはじめ幅広い業界において、成長戦略及び中期経営計画の策定と実行支援、財務戦略・資本政策の策定、グループ会社マネジメント等の企業経営の重要な経験

を豊富に有しており、幅広い見地から経営全般に関する客観的、中立的かつ専門的な立場でコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただけるものと判断しております。なお、同氏は一般株主とは利益相反が生じる恐れがない社外取締役であることから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の数

5名

監査役の数 更新

3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は監査計画策定ならびに監査報告について定期的に会合し情報・意見の交換を行なうとともに、監査役は会計監査人の実査や往査に立会い自らの収集した情報について意見の交換を行なっております。内部監査部門は監査役に対し定期的に監査報告を行なうとともに、監査役から内部監査部門に対し特例事項の調査を依頼するなど、監査役と内部監査部門は常に監査情報を相互に伝達する体制になっております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の数

2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている数 更新

2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山村幸治	他の会社の出身者													
森内茂之	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山村幸治	○		

		日本山村硝子株式会社 代表取締役社長	日本山村硝子株式会社の代表取締役社長を務めており、豊富な経験と高い見識に基づき、客観的・中立的な立場から、監査役としての責務を果たしていただけると判断したため、社外監査役として選任しております。なお、日本山村硝子株式会社と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、同氏は一般株主とは利益相反が生じる恐れがない社外監査役であることから、独立役員に指定しております。
森内茂之	○	太陽有限責任監査法人 パートナー 株式会社コシダカホールディングス 監査等委員である社外取締役	公認会計士として永年第一線で活躍し複数の監査法人にて代表社員を務められ、豊富な経験と知識に基づき、客観的・中立的な立場から、監査役としての責務を果たしていただけると判断したため、社外監査役として選任しております。なお、同氏は一般株主とは利益相反が生じる恐れがない社外監査役であることから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4名
--	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

インセンティブを付与しなくとも取締役としての責務を十分に果たしており、短期的な業績結果によらず、長期的な視点による経営に専念することを最優先としているためであります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

1. 取締役(社外取締役を除く)
 - a. 対象となる役員の員数 11人
 - b. 報酬等の総額 192百万円(内、基本報酬131百万円、賞与38百万円、退職慰労金22百万円)
2. 監査役(社外監査役を除く)
 - a. 対象となる役員の員数 2人
 - b. 報酬等の総額27百万円(内、基本報酬25百万円、退職慰労金2百万円)
3. 社外役員
 - a. 対象となる役員の員数 5人
 - b. 報酬等の総額14百万円(基本報酬)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

役員報酬については、取締役及び監査役のそれぞれについて年間役員報酬限度額を定時株主総会で決議しており、各取締役の報酬については職務内容及び当社の状況等を勘案の上取締役会の承認により、各監査役については職務内容、経験及び当社の状況等を勘案の上、監査役会での協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会及び監査役会の資料は事前配布ならびに説明を要するものには概要説明を行なうとともに、会議の中でその詳細の説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- (1) 取締役の職務執行を迅速かつ効率的に行なうために、定例の取締役会を原則として毎月1回開催し、重要事項については、取締役社長主催の経営会議において執行方針を協議し、取締役会で決議します。当社は、取締役11名のうち、2名が社外取締役であり、男性10名、女性1名にて構成しております。
- (2) 取締役の職務執行については、「取締役会規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」及び「稟議取扱規程」において責任と権限並びに執行手続きについて定めております。
- (3) 監査役は、情報収集のための権限を確保し、独任性を尊重しつつ効率的に職務を実行するとともに、グループ会社の監査役、内部監査室及び会計監査人と常に緊密に連携し情報交換を行い、相互補完、相互牽制を図りながら監査の実効性を高めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスを「株主・取引先・従業員・社会に対する継続的な企業価値の増大」を図るための経営統治機能と位置づけており、社外取締役2名を選任し、幅広い見地から経営全般に関して客観的かつ中立的な立場でコーポレート・ガバナンス強化に寄与するものと判断しております。

また、社外監査役を2名選任し、豊富な経験と高い見識に基づき、客観的・中立的な立場から、取締役の職務遂行の監査を行っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は法定期限より早い発送としております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使システムを導入しております。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・利便性を考慮した会場を設定しております。 ・株主発言機会を十分に確保する運営を行っております。 ・株主総会ではスクリーン等を使用しビジュアル化を実施しております。 ・招集通知を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎に社長自身で説明資料を元に説明を行なっております。また、海外機関投資家に対しては、来日した際の個別取材や、海外からの電話取材での対応をIR担当部署が行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR資料サイトを設けて資料開示を行っております。 http://www.katosangyo.co.jp/irinfo/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関しては社長室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>グループ行動規範においてステークホルダーとの「相互発展の精神」を以下の行動指針の通り謳っております。</p> <p>【行動指針】</p> <p>(1)「3人の顧客(お得意先・お取引先・生活者)」に対する満足最大化を図り、最も価値ある存在となるために一層の機能強化に努めます。</p> <p>(2)お得意先・お取引先との公正な取引を通じて、強固な信頼関係を築き、ともに健全な市場の発展をめざします。</p> <p>(3)顧客満足の評価として適正な利潤をいただき、企業価値の増大を図るとともに、加藤産業グループを取り巻く周囲の人々に対し感謝の気持ちをもって還元します。</p> <p>(4)企業市民として、活動の基盤である地域および海外各国の文化・慣習を深く認識し、適切なコミュニケーションを促進し、効果的な活動を通じて地域社会・国家の繁栄と融和に貢献します。</p> <p>(5)社員同士が互いの人格・個性を尊重し、切磋琢磨しながらともに高めあう、活力に満ちた明るい職場づくりを心がけます。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>加藤産業グループは、2004年9月17日に本社ならびに神姫支店およびグループ会社のカトーロジスティクス(株)本社においてISO14001の認証を取得し、現在では以下の通り全国で56事業所の取得状況となっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加藤産業＝46事業所 ・カトーロジスティクス＝3事業所 ・ケイ低温フーズ＝4事業所 ・カトー菓子＝1事業所 ・和歌山産業＝2事業所 <p>また、より環境性の追求・環境法規の遵守を継続し、当社の事業活動の中で環境に関連ある項目を洗い出すとともに、目標を設定し活動を行っております。</p> <p>これらの活動については、「環境・社会報告書」を作成し配布するとともに、当社ホームページにおいても掲載し開示しております。</p> <p>http://www.katosangyo.co.jp/csr/report/report.html</p>

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社並びに子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「加藤グループ行動規範」及び「コンプライアンス規程」を定め、当社並びに子会社のすべての取締役及び使用人は、法令・社会規範を遵守するとともに、取締役による職務執行の監督機能を維持・向上するため、社外取締役を継続的に選任し、公正かつ適正に業務を執行する。
- (2) 法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期是正を図るため、内部者通報制度による「ホットライン」を設置するとともに、コンプライアンス担当取締役を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置し、関連部署と連携してコンプライアンス体制の一層の整備・充実を図る。
- (3) コンプライアンスの推進については、経営理念、コンプライアンス方針を当社並びに当社グループ会社のすべての取締役及び使用人に、社内会議並びに研修を通じて周知徹底し、高い倫理観に基づいて誠実に行動する企業風土を醸成する。
- (4) 内部監査室は、コンプライアンス体制の有効性を監視し、問題点を認めるときは、取締役社長に対し改善を勧告する。
- (5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たない。また、管理担当取締役を責任者として、企業防衛対策協議会に加盟して情報の収集、研修に努めるとともに、暴力的な要求や不当な要求に対しては警察等の外部関係機関と連携し組織的に対処する。

2. 財務報告に係る内部統制の体制

- (1) 取締役社長は「財務報告に係る内部統制の基本方針」に従い、財務報告の適正性を確保するための体制を整備する。
- (2) 取締役社長は「内部統制規程」を定め、管理本部長又は管理担当取締役を委員長とした「内部統制委員会」を設置し、内部統制の中で発生した問題の対応・解決に当たる。

3. 当社並びに子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社並びに子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書取扱管理規程」「情報システム管理規程」に従い、文書及び電磁的媒体に記録されたものを整理・保存するとともに情報漏洩を防止する。
- (2) 個人情報及び個人データに関しては、「個人情報保護管理規程」「個人情報及び個人データの管理に関する手引」の遵守を徹底する。

4. 当社並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営リスク管理体制として、営業本部長を委員長とした「危機管理委員会」を常設し、関連部署は担当取締役とともにリスク管理体制を構築するとともに、重大な危機発生時には、取締役社長を本部長とした「対策本部」を迅速に立ち上げ、事態の対応に当たる。
- (2) 対策本部は、リスクのカテゴリー別に対応する責任部署を定め、リスク管理の実効性を高めるための対策を策定し実施する。
- (3) 経理担当取締役は、「経理規程」「信用取引管理規程」「内部者取引管理規程」「デリバティブ取引管理規程」「有価証券運用管理規程」「外国為替管理規程」等の現行の規程に加え、想定されるリスクに対応する管理規程を制定する。
- (4) 危機管理委員会は、想定されるリスクの影響度を評価し、危機管理委員会の組織体制の確立、危機対応マニュアルの整備を進めるとともに、定期的な危機対応訓練によるリスク管理教育を実施する。

5. 当社並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の取締役の職務執行を決定するために、定例の取締役会を原則として毎月1回開催し、重要事項については、取締役社長主催の経営会議において執行方針を事前に協議したうえで、取締役会で決議する。
- (2) 当社並びに子会社の取締役の職務執行については、「取締役会規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「関係会社管理規程」及び「稟議取扱規程」において責任と権限並びに執行手続きについて定め、業務の効率的運営及び責任体制を確立する。
- (3) 当社の取締役は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社の取締役が適正かつ効率的な運営に資するために、定例の会議を開催して経営数値その他の重要な情報について定期的な経営報告を義務付け、必要に応じて当社の取締役が助言や指導を行う。

6. 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の経営については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項については事前に協議し、経営内容を的確に把握するために、「重要な報告事項」を定め定期的に報告を求める。
- (2) 子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理等は、当社関連事業本部長が統括管理し、全体のリスク管理について定める規程を策定し、その規程において子会社にリスクマネージメントを行うことを求める。
- (3) 子会社は「加藤グループ行動規範」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な業務に努める体制を構築する。また監査については、当社の内部監査室が監査規程に基づき実施する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役は、必要に応じて取締役社長と協議のうえ、職務を補助すべき使用人として内部監査室員を指名し、監査業務に必要な事項を命令することができる。
- (2) 指名期間中の当該使用人に対する指揮権は監査役に移譲され、その命令に関して取締役の指揮命令は受けないものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役及び使用人又は、子会社の取締役及び使用人は、会社の目的外の行為その他法令・定款に違反する行為、会社に著しい損害を招く恐れがある事実、会社の業務に著しく不当な事実、その他監査役に報告すべきものと定めた事項について、監査役に報告する。また、上記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて当社の取締役及び使用人又は子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (2) 当社の監査役へ報告を行った当社並びに子会社の取締役及び監査役並びに使用人に対し、報告したことを理由にして不利な取扱いを行うことを禁止し、それを当社並びに子会社の取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。
- (3) 当社の監査役は、取締役の意思決定に関し善管注意義務・忠実義務等の履行状況を監視・検証するために、取締役会、常務会その他重要会議に出席し、必要があると認められるときは、当社並びに子会社の取締役及び監査役並びに使用人に説明を求めるとともに意見を述べる。
- (4) 当社の監査役は、必要に応じて代表取締役と意見を交換する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、情報収集のための権限を確保し、独任性を尊重しつつ効率的に職務を実行するとともに、グループ会社の監査役、内部監査室及び会計監査人と常に緊密に連携し情報交換を行い、相互補完、相互牽制を図りながら監査の実効性を高める。
- (2) 監査役は、監査の実施にあたり必要な場合には、弁護士、公認会計士等の専門家を活用する。

- (3) 監査役がその職務執行により生ずる費用又は債務について、前払い等の請求をしてきたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用が職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに費用又は債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

コンプライアンス規程及び行動規範において反社会的勢力の排除を謳っており、そのような組織・団体に対しては断固たる行動をもって排除し、一切の関係を遮断します。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

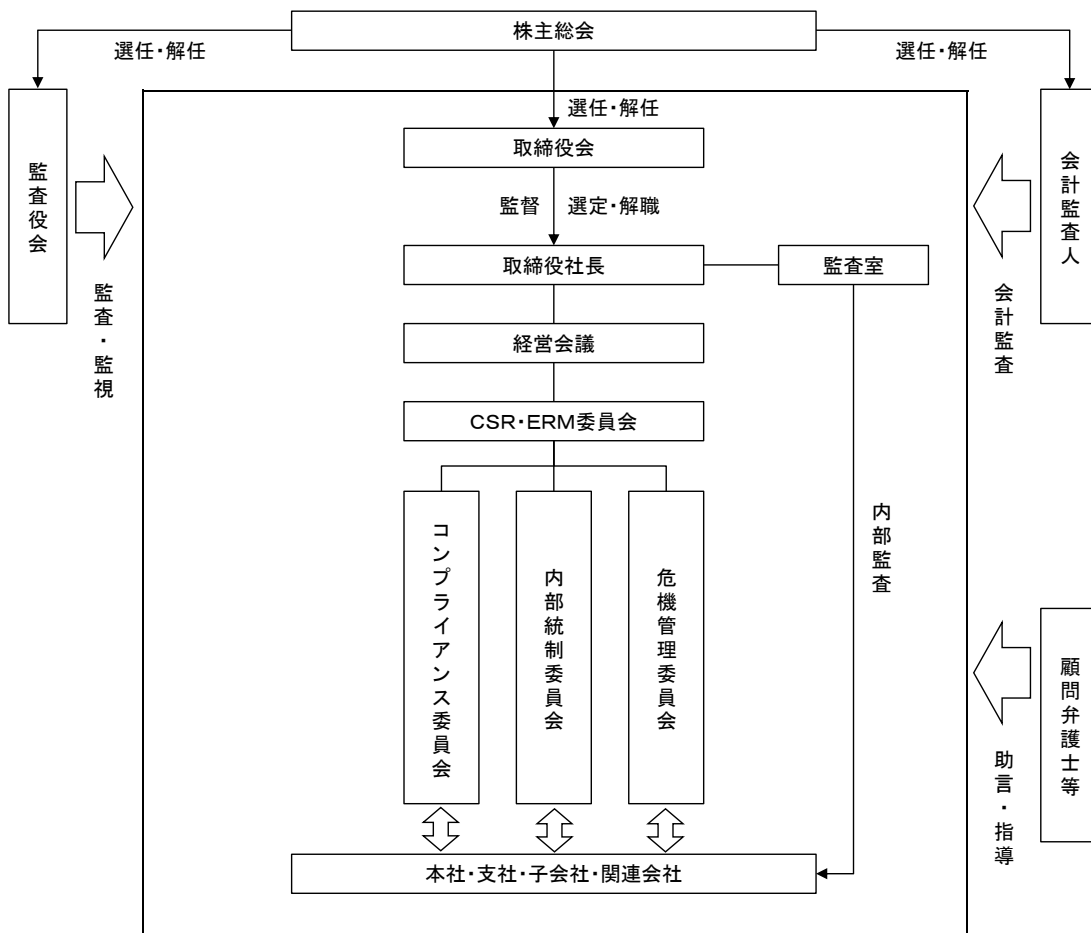
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、重要な会社情報の適時開示について、証券市場の公正性・健全性を維持し、投資家の信頼を保持するため、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」及び社内規程「内部者取引管理規程」に従って、公正かつ適時適切に開示する体制をとっております。当社および当社グループに関する重要事実等が発生した場合、情報管理者である当該主管の部門長を通じて担当取締役が、グループ会社については関連事業本部長が、関連部署（法務コンプライアンス部・経理部・総務部・社長室）と連携を取って、情報管理責任者へ速やかに報告し、取締役会で協議・検討を経た上で決議し、情報取扱責任者が東京証券取引所等に適時開示するとともに、当社ホームページへの掲載を行っております。

【コーポレート・ガバナンスの体制図】



＜ 適時開示に係る社内体制フロー概要図 ＞

